

議案第 127 号

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市障がい者グループホーム設置及び管理に関する条例(平成 23 年伊賀市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

(指定管理者の指定の期間)

第 11 条 指定管理者がグループホームの管理を行う期間は、次のとおりとし、管理を行う期間の起算日は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、その日）とする。

名称	指定の期間
伊賀ホーム ほほえみ	2年間
阿山ホーム かざぐるま	5年間

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。